

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月31日

新潟県教育委員会

教育長 太 田 勇 二

新潟県教育委員会規則第 8 号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（分掌事務） 第 9 条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課～義務教育課 （略） 高等学校教育課 （1）<u>県立中学校、</u>県立高等学校及び県立中等教育学校の教員の定数の決定、任命その他の人事に関する事項 （2）<u>県立中学校、</u>県立高等学校及び県立中等教育学校の教員の研修に関する事項（生徒指導課及び保健体育課の分掌事務を除く。） （3）（略） （4）<u>県立中学校、</u>県立高等学校、県立中等教育学校、市町村立専修学校及び市町村立各種学校の設置、廃止並びに位置及び校名の変更に関する事項 （5）<u>県立中学校、</u>県立高等学校及び県立中等教育学校の学級編制並びに募集生徒に関する事項 （6）<u>県立中学校、</u>県立高等学校及び県立中等教育学校における教育課程、学習指導その他学校教育の専門的事項の指導に関する事項（生徒指導課の分掌事務を除く。） （7）<u>県立中学校、</u>県立高等学校及び県立中等教育学校の通学区域の設定及び変更に関する事項 （8）（略） （9）<u>県立中学校、</u>県立高等学校及び県立中等教育学校の入学者選抜に関する事項 （10）<u>県立中学校、</u>県立高等学校及び県立中等教育学校における教科書その他の教材の取扱いに関する事項（義務教育課の分掌事務を除く。） （11）～（16）（略） （17）<u>県立中学校、</u>県立高等学校及び県立中等教育学校の管理運営等に関し、他課の所管に属しない事項 生徒指導課 （1）<u>県立中学校、</u>県立高等学校、県立中等教育学校及び県立特別支援学校並びに市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校における生徒指導に関する事項 （2）～（4）（略） 生涯学習推進課～保健体育課 （略）	（分掌事務） 第 9 条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課～義務教育課 （略） 高等学校教育課 （1）県立高等学校及び県立中等教育学校の教員の定数の決定、任命その他の人事に関する事項 （2）県立高等学校及び県立中等教育学校の教員の研修に関する事項（生徒指導課及び保健体育課の分掌事務を除く。） （3）（略） （4）県立高等学校、県立中等教育学校、市町村立専修学校及び市町村立各種学校の設置、廃止並びに位置及び校名の変更に関する事項 （5）県立高等学校及び県立中等教育学校の学級編制並びに募集生徒に関する事項 （6）県立高等学校及び県立中等教育学校における教育課程、学習指導その他学校教育の専門的事項の指導に関する事項（生徒指導課の分掌事務を除く。） （7）県立高等学校及び県立中等教育学校の通学区域の設定及び変更に関する事項 （8）（略） （9）県立高等学校及び県立中等教育学校の入学者選抜に関する事項 （10）県立高等学校及び県立中等教育学校における教科書その他の教材の取扱いに関する事項（義務教育課の分掌事務を除く。） （11）～（16）（略） （17）県立高等学校及び県立中等教育学校の管理運営等に関し、他課の所管に属しない事項 生徒指導課 （1）県立高等学校、県立中等教育学校及び県立特別支援学校並びに市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校における生徒指導に関する事項 （2）～（4）（略） 生涯学習推進課～保健体育課 （略）

附 則

この規則は、令和 7 年11月 1 日から施行する。